

平成十三年六月五日提出  
質問第八六号

外国で禁止になった食品添加物に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

## 外国で禁止になった食品添加物に関する質問主意書

平成十三年五月十八日の衆議院厚生労働委員会において、私は、米国で発がん性の疑いで使用が禁止された食用赤色二号、英国で発がん性が認められ、最終的に食品に残留しないという確信が得られないとされ使用が禁止された臭素酸カリウム、この二種類の食品添加物に関して、日本で指定（いわゆる認可）された際の安全性データが既に廃棄されていることもあり、日本国内での動物実験などによる再度の安全性検査を求めました。

この点について、坂口力厚生労働大臣から、「外国がそういうふうに一応これはだめだと言っているものというのは、それで日本はいいと、どこかでそれは考え方に若干の違いが今御指摘になりましたようにあるということもあるんだろうというふうに思いますし、それは境界線上、どちらともとれるなということではないかというふうに思いますから、その辺のところを、ほかの問題も率直に言ってございます、添加物等の問題でございますから、あわせて一遍検討させていただきます。」「きょういろいろ御指摘がございましたから、先生の御意見というものも十分に踏まえさせていただきたいと思えます。」と答弁頂いております。

再検査するかしらないかの結論は、いつまでに、どのような手順で出していただけか、具体的にお示しい

ただきたい。

右質問する。